

第4章 施策の展開

- 基本目標1 みんなで「参加」しよう！
- 基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！
- 基本目標3 みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう！
- 基本目標4 みんなで「地域の土壌づくり」をしよう！

基本目標 1

みんなで「参加」しよう！

基本施策

- ・（１）みんなが「いつでも参加しやすいまち」をつくろう

現状と課題

- 本市では、これまで町会・自治会を基盤とした地域活動を進めてきました。小学校区よりもより小さな単位である町会・自治会での活動は、よりきめの細かい見守り活動や、身近な場所での交流につながってきました。
- しかし、町会・自治会加入率は、下降傾向にあり、地域によっては、加入率が50%を下回る地域もあり、役員の高齢化や担い手不足が課題になっているところもあります。
- その一方で、アンケート調査において町会・自治会や子ども会に加入していない人にその理由を聞いたところ、「必要性がない」「役員が大変」などの理由で参加を拒否した人以外に、「誘われていない」「入りにくい」「入会を断られた」といった『必要性を理解している人が入っていない』状況があることも明らかになりました。
- 少子高齢化や情報社会化がさらに進む中で、特別な手立てをしない場合、自然に町会・自治会加入率や近所つきあいの頻度は減少していくことが予測されます。

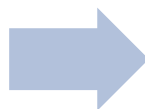
市民の声

- 助け合う意識を高めるためには、まずはあいさつから。
- コミュニケーションが多く、活気のある町になってほしい。
- 地域活動に若い世代が参加できるようにするには、若い世代の意見が通りやすくすることが大事。
- 小学生の保護者へのアンケートでは、ご近所との関係で「お互いの家を訪問し合う人がいる」「道で会うと話をする人がいる」と答えた人の割合が、町会・自治会未加入者では71.1%、町会・自治会加入者では79.4%（加入者・未加入者合計では全体の76.6%）と、町会・自治会加入者の方が高くなっていました。
- 小学生アンケートでは、「挨拶ができる明るくあたたかい平和な地域」になってほしい、という意見が11.4%、「助け合いのある安心して暮らせる地域」になってほしい、という意見が12.9%ありました。

めざす姿

計画スタート時

・ご近所同士で挨拶している人は多い状況です。



平成32年度
(2020年度)時

・ご近所同士で挨拶しあう人たちがより一層増えた明るいまちになることをめざします。

施策・取組みの方向性

- ご近所同士のあいさつが広がるような環境づくりを推進します。
- 様々な人が小地域ネットワーク活動などの地域活動に参加しやすいように時間や内容の見直しの検討を進めます。
- 小学校の登下校時のあいさつ運動・見守り運動の取組みに、多くの人に参加してもらえ環境整備に努めます。

成果目標

成果目標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
アンケート調査でのご近所づきあいの頻度 「道で会うと話をする人がいる」「お互いの家を訪問し合う人がいる」の割合	保護者・住民 79%	市民(※) 80%	市民(※) 85%

※アンケート調査の対象者・実施方法は今後検討します。

活動指標

活動指標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
①各地域で取り組まれている見守り・あいさつ運動の各種広報紙(※)への掲載回数	延べ6回程度	延べ8回程度	延べ12回程度
②小地域ネットワーク活動のグループ支援活動延べ参加者数	31,138人	33,000人	34,000人

*広報いずみさの、いずみさの社協だより、各地区福祉委員会の機関紙など

基本目標1 みんなで「参加」しよう！

・基本施策（1）みんなが「いつでも参加しやすいまち」をつくろう

①

声かけ・あいさつの推進

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●お互いに見かけたときに、声をかけ合うようにしましょう ●小学生の登下校時に、あいさつの声をかけましょう ●回覧板を渡す際に、ポストに入れるだけでなく、一言、声をかけましょう ●町会・自治会の行事の際には、参加者同士、声をかけ合いましょう
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●小学生の登下校時の見守り・あいさつ運動に取り組みましょう。 ●小学生の下校時一斉パトロールに参加しましょう。 ●要援護者に対する声かけ・あいさつ活動を継続・推進しましょう。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●通勤・通所時に近隣の住民にあいさつをしましょう。 ●要援護者の社会生活を意識し、近所づきあいを奨めましょう。（福祉サービス事業所） ●退院・退所して地域生活を始める要援護者と一緒に近所の人にあいさつにいい顔見知りになりましょう。（福祉サービス事業所）
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ごとで行われている声かけ・あいさつ運動の情報を集め、他の地域に情報提供します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ●【学校教育課】各小学校の登下校時間を地域住民に周知します。 ●【学校教育課】各小学校で登下校時の見守りを地域住民と一緒にいい、住民と教員の間での声かけ・あいさつも行うように努めます。 ●【学校教育課】広報いずみさのや市のホームページなどであいさつ運動の取組み状況の情報提供に努めます。

基本目標1 みんなで参加しよう！

・基本施策（1）みんなが「いつでも参加しやすいまち」をつくろう

②

参加しやすい地域づくり

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●近所で行われている行事に積極的に参加しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">●みんなが参加できるような内容・時間の行事を企画・実施しましょう。●町会・自治会の活動を未加入世帯にも知ってもらえるようにPRしましょう。●町会・自治会加入の要件などを必要に応じて再検討しましょう。●民生委員児童委員はひとり暮らしの要援護者など、情報を得にくい人に情報を届けましょう。●小地域ネットワーク活動（グループ支援活動）での、いきいきサロンや子育てサロン、世代間交流活動に取り組んでいきましょう。●町会・自治会未加入世帯でも小地域ネットワーク活動に参加できるように配慮しましょう。●参加してもらった経験を通して、地域でのささえあいの必要性・町会・自治会加入の必要性を知ってもらいましょう。
事業所	<ul style="list-style-type: none">●要援護者の社会生活を意識し、近所づきあいを奨めましょう。（福祉サービス事業所）●利用者・従業員と一緒に地域の行事（清掃活動やお祭りなど）に参加しましょう。（福祉サービス事業所）
社協	<ul style="list-style-type: none">●交流会企画の情報提供など、住民活動の支援を行います。●小地域ネットワーク活動の支援を行います。
市	<ul style="list-style-type: none">●【市民協働課】町会・自治会活動や自主防災活動といった近隣のつながりに基づいた活動の意義や効果の周知・啓発に努めます。●【障害福祉総務課】小地域ネットワーク活動の周知・啓発を推進します。

・(2) みんなに「参加を呼びかけるしくみ」をつくろう

現状と課題

- 核家族化や個人のライフステージの変化や多様化などにより、人間関係や地域のコミュニティが希薄になり、行事参加などの呼びかけがしにくくなっています。
- 市では、「広報いずみさの」の配布や回覧板・ホームページへの掲載など、社協では、「いずみさの社協だより」の配布や「シャッピー日記（社協ブログ）」への掲載など様々な媒体を通じて情報を発信しています。
- 「広報いずみさの」や「いずみさの社協だより」は、大部分が町会・自治会を通じて配布されていますが、町会・自治会への未加入者が増加している現状があり、情報が全世帯には行きわたらない環境になっています。
- 市や社協からは一定の情報提供は行っていますが、行事への参加者が固定化してしまっているような現状があります。
- また、近年若い世代を中心に、SNS（フェイスブックやツイッターといった、インターネット上での情報発信手段）が普及しており、このようなさまざまな手段を活用し、幅広い世代に参加を呼びかける工夫が求められています。

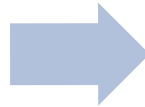
市民の声

- 若い世代にも積極的に呼びかける仕組みが必要。
- 呼びかけをたくさんしてみんなが集まれるようにする。
- 地域の行事があるときは近所、友達などお互いに声をかけ合えばいい。
- 地域活動・イベントを増やし、活動内容や参加のメリットを知ってもらう。
- 推進委員アンケートでは、必要な人に必要な情報が必ずしも届いているとは限らないと答えた人が34.4%あった。
- 保護者アンケートでは、地域活動への参加について参加したことがないと回答した人が25.8%あった。

めざす姿

計画スタート時

- ・広報紙や各種機関誌などの媒体を通じた情報の発信。情報が伝わらない人もいます。



平成32年度（2020年度）時

- ・情報が行きわたり、誰でもいつでも参加しやすい環境の確立をめざします。

施策・取組みの方向性

●地域全体が町会・自治会などの行事への参加を呼びかけたり地域活動団体などの情報を広く地域住民に伝えるには、回覧板やチラシの配布など、さまざまな方法があります。年代や対象者像に応じた広報活動を行っていきます。

●町会・自治会加入促進を図り、町内での回覧板などによる行事の周知を行いやすい環境整備を行っていきます。

成果目標

成果目標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
地域の行事に参加したことがある人の割合	保護者 67%	市民(※) 70%	市民(※) 75%

※アンケート調査の対象者・実施方法は今後検討します。

活動指標

活動指標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
①町会・自治会加入率（*）	64%	69%	72%
②社協ブログへのイベント情報掲載回数	106件	130件	140件

（*）全世帯数に対する、「広報いずみさの」の町会・自治会からの依頼による合計配布数の割合を計算した数値で、実際の加入者の割合ではなく目安の数値です。

基本目標1 みんなで参加しよう！

・基本施策（2）みんなに「参加を呼びかけるしくみ」をつくろう

①

市民による主体的な参加呼びかけ

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●回覧板や広報紙・機関誌に関心を持ち、積極的に情報を収集するようにしましょう。●自分が参加する時には周りの人にも声かけをしましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">●近所同士で誘い合って、積極的に地域の催しに参加するようにしましょう。●回覧板や掲示板などでこまめに行事のお知らせを行いましょう。●参加への関心を高めるようなチラシや町会など地域の広報誌を配布しましょう。●普段参加しない人に個別にチラシなどを配付しましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none">●地域でのチラシや広報紙作成の支援を行います。●「いずみさの社協だより」を市の「広報いずみさの」と一緒に配布することで、町会・自治会内での情報提供の充実を図ります。
市	<ul style="list-style-type: none">●【市民協働課】回覧板や「広報いずみさの」の配布など町内での周知が効果的となるよう町会・自治会加入促進に努めます。

基本目標1 みんなで参加しよう！

- ・基本施策（2）みんなに「参加を呼びかけるしくみ」をつくろう

②

地域情報の発信

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	●地域の情報を把握し共有するようにしましょう。
地域	●若い世代にも関心の持てるPRを行いましょう。 ●町内の掲示板の場所をPRし、積極的に地域情報についてのポスターやチラシの貼付を行いましょう。 ●サロンや研修会を通じて、情報提供を行いましょう。
社協	●社協だよりを定期的に発行・配布し、社協の各種事業を始めボランティア活動情報を提供します。 ●社協ホームページや「シャッピー日記（社協ブログ）」を充実させ、より多くの市民が地域の情報に触れることができる環境づくりに努めます。
市	●【市民協働課】町会・自治会未加入者へも情報が届きやすい環境の整備に努めます。（公共機関への広報誌の設置など） ●【市民協働課・関係課】市の広報紙、ホームページを利用した地域情報提供の充実を図ります。 ●【市民課、関係各課】転入者に対し、転入届の際に様々な地域情報の提供に努めます。 ●【学校教育課】『教育委員会ニュース』で、各小中学校での児童・生徒の様子や、地域と連携した学校行事などの情報提供を行います。 ●【関係課】関係部署が連携し、様々な情報媒体や提供機会を活用し、地域情報発信力の強化に努めていきます。

基本施策

・ (3) みんなが「交流できる機会」をつくろう

現状と課題

- 住民同士が支えあい・助け合いの活動をするためには、普段からの交流があって、お互いに信頼関係があることがとても重要です。
- ひとり暮らし高齢者や子育て世帯、障害者世帯が安心して地域で暮らしていくためには、そのような普段からの見守りや信頼関係が欠かせません。それ以外の世帯も、今後の人生のなかでおきる様々な出来事（事故、災害、病気など）によって同じ状況になる可能性がありますので、特定の人たちを支援するための場とは別に、「お互い様」の意識で普段から交流し、様々な情報を教え合うことも大切です。
- これまでの市の施策や地域における福祉活動は、「障害者のみ」「ひとり暮らし高齢者のみ」「子育て世帯のみ」などと、参加対象者を限定して行われてきたものが中心であったため、例えば、子どもと高齢者、障害者と子育て中の保護者などの間での交流はあまりありません。
- 健康づくりを通じてみんなが交流できる場づくりを地域で主体的にとりくんでいくことが健康増進と交流の面から大切なこととなります。地域では体操などを取り入れた介護予防教室が開催されています。みんなが健康づくりという同じ目的で集まり、行動することで地域の結束力も深まり、また、高齢者の介護予防にもつながっていきます。

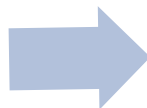
市民の声

- 「家族や学校の友達以外の近所の人とほとんど話さない・まったく話さない」小学6年生の割合が約37.9%です。
- 「障害のある人と直近の1年以内に一緒に行動したことがない」人の割合は、保護者アンケートが81.4%、住民アンケートが72.7%でした。
- 高齢者や障害者が地域で安心して暮らすためには、町会館やお寺に気軽に集まれるようにして交流を図ることが大切。常設の交流スペースをつくってはどうか。
- 小さな子どもがいても参加できるように、交流の場に託児スペースを設けてはどうか。
- 皆で参加できる行事や、町内のイベントを増やし、終了後も交流会を開いてはどうか。
- 各自が家にこもらないようにするのが健康のために大事。

めざす姿

計画スタート時

- ・地域ごとでの交流活動が行われている状況です。



平成32年度 (2020年度) 時

- ・既存の活動の参加者の多様性の増加をめざします。

施策・取組みの方向性

- 子どもから高齢者まで、また、障害のあるなしに関わらず、様々な人々が交流できる機会が充実するような取組みを推進します。
- 住民同士が交流できる機会（行事や活動など）が各地で行われるように推進します。
- 特定の対象者むけに行われていた行事の参加対象者を拡大することができないか、検討を呼びかけます。
- 参加者同士の交流と参加者の健康づくりの両方が図られるような事業や活動を推進します。

成果目標

成果目標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
①子どもアンケートにおける「家族や学校の友達以外の人とよく話す」児童の割合	27.8%	30%	35%
②アンケートにおける「障害のある人と一緒に行動した経験のある」人の割合	保護者・住民 合計 20.3%	市民（※） 25%	市民（※） 30%

※アンケート調査の対象者・実施方法は今後検討します。

活動指標

活動指標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
①小地域ネットワーク活動のグループ支援活動延べ参加者数	31,138人	33,000人	34,000人
②生涯学習センター・公民館・市民交流センター・福祉センターの登録クラブ数	338クラブ	342クラブ	345クラブ
③健康マイレージ対象事業数(定例開催分)	11事業	15事業	18事業

基本目標1 みんなで参加しよう！

・基本施策（3）みんなが「交流できる機会」をつくろう

①

世代を超えた交流機会づくり

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の交流機会に積極的に参加しましょう ●福祉サービス事業所が行う行事に参加しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●誰でも気軽に参加できる交流の機会をつくりましょう。 ●町会館やスーパー、施設の玄関などにベンチを置くなどして気軽に井戸端会議ができるような環境をつくりましょう。 ●見守り活動を行っている対象者に、地域の交流会の情報を届け、参加を呼びかけましょう。 ●世代間交流会や誰でも参加できるサロンやコミュニティカフェなどを実施しましょう。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者が地域で交流できるように支援しましょう。（福祉サービス事業所） ●事業所が持つ知識やノウハウ、設備（備品など）を提供するなどして、地域の交流事業を支援しましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の建物の一部を、交流スペースとして開放します。 ●地域で行われている交流事業の情報を集め、社会的孤立者を支援している福祉サービス事業所などへの紹介を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ●【スポーツ推進課】スポーツを通じて多様な年代の人たちが交流する機会の充実を図ります。 ●【高齢介護課、子育て支援課】福祉サービス事業所と市立保育所などの交流会の開催などにより、高齢者と子どもの交流が図れる取組みを推進します。 ●【障害福祉総務課】活発な世代間交流事業が行われるよう小地域ネットワーク活動支援を推進します。 ●【障害福祉総務課、スポーツ推進課】障害者スポーツの普及・推進に努めます。 ●【障害福祉総務課】障害者が地域の行事に参加できるように、外出支援サービスの給付を行います。

基本目標1 みんなで参加しよう!

・基本施策(3) みんなが「交流できる機会」をつくろう

②

地域の団結・生きがいづくり

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●住む人が愛着を持てるようなきれいな街づくりに協力しましょう。(ゴミだしやペットのフンのルールを守る)●共に地域に暮らす一員として、自分にできる範囲の活動に参加しましょう。●病気や障害のために、どうしても他の人と同様に行うことができない役割については、周りの人たちに相談しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">●町内清掃を協力して行いましょう。●行事開催の時はそれぞれの役割で分担しましょう。●みんなで協力して行事に取り組みましょう。
事業所	<ul style="list-style-type: none">●利用者の強みを生かして、生きがいを感じられるような活動に参加できるように支援しましょう。(福祉サービス事業所)
社協	<ul style="list-style-type: none">●ボランティア活動の支援や情報提供を行います。●福祉的な支援が必要な人が活動の担い手となる時に、住民組織での受け入れについての相談に応じ、適切な支援を行います。
市	<ul style="list-style-type: none">●【市民協働課】自主防災会活動の推進を行います。●【市民協働課・まちの活性課】地域の活動に誇りをもってもらえるような、情報発信を行います。●【高齢介護課】長生会活動の推進・PRを行います。●【人権推進課・生涯学習課・スポーツ推進課・高齢介護課】公民館、市民交流センター、福祉センター、体育館におけるクラブ・サークル活動の推進を行います。●【生涯学習課】地域で活動に取り組む際に、登録講師を紹介します。●【障害福祉総務課】障害者が地域活動に参加し、役割を担うことができるように、外出支援サービスの給付を行います。

基本目標1 みんなで参加しよう！

- ・基本施策（3）みんなが「交流できる機会」をつくろう

③

地域の主体的な健康づくり

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●自分で体を動かすことから始めてみましょう。●日頃から健康づくりに心がけましょう。●みんなで楽しく体を動かす場に参加しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">●町内でのラジオ体操の開催を推進しましょう。●町会館などを活用してみんなが集まれる場の提供をしましょう。●事業所のスペースを利用した介護予防教室や体操教室を検討しましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none">●町会・自治会や地区福祉委員会の自主運営のサポートを行います。●地域の体操教室や介護予防教室の自主運営のための支援を行います。
市	<ul style="list-style-type: none">●【保健センター、高齢介護課】地域の体操教室や介護予防教室の自主運営のための支援を行います。●【保健センター、関係課】健康マイレージ事業の促進により、健康づくりに関わる行事参加の機会の拡充に努めます。●【スポーツ推進課】市内各スポーツ団体の協力のもと講師を派遣し、体操指導を行うなどより専門的な内容での支援を行います。

基本目標 2

みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

基本施策

- ・（１）みんなで地域の資源を把握し「社会資源マップ」をつくろう

現状と課題

- 本市では、市域でも海に面した地域から市街地、山間部まで環境の違う地域が広がっており、地区によって町並に特色があるほか、住民の平均年齢や年齢構成にも特徴があります。また、それぞれの地区ごとの公共施設や社会福祉施設などのフォーマルな社会資源や、ボランティアやNPO、サロンなどのインフォーマルな社会資源の状況や特性も異なります。
- 地域住民が支え合い、助け合いの地域活動を活性化していくためにも、社会資源を把握し、地域で情報共有するための社会資源マップを作成し、地域活動に活用することが必要となります。

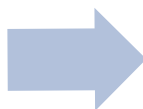
市民の声

- 困りごとがあった時に、どこに相談したらいいかわからない。
- 建物、生活に直結する資源が充実したまちになって欲しい。
- 地域で人を育てることができる町になったらいいな。
- 住民同士のつながりのあるまちになって欲しい。
- 様々な人材は、直接関係している機関でしか把握されていないので、どこにどんな人がいるかわからない。

めざす姿

計画スタート時

- ・地域での社会資源の把握ができず、効果的な資源の活用ができていない状況です。



平成32年度 (2020年度) 時

- ・地域のみんなで社会資源マップを作成することで支え合い、助け合いの確立をめざします。

施策・取組みの方向性

- 地域の社会資源の把握・情報共有ができるような取組みを推進します。
- 社会資源の有効な活用により、地域活動の活性化を図ります。

成果目標

成果目標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
社会資源マップの作成地区数	—	2地区	5地区

活動指標

活動指標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
社会資源マップづくりをテーマとした住民座談会の開催地区数	—	4地区	7地区

基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

・基本施策（1） みんなで地域の資源を把握し「社会資源マップ」をつくろう

①

地域の社会資源の把握・情報共有のためのマップづくり

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●地域の情報に関心を持ち、共有しましょう。●日常生活の中で、社会資源の状況に意識してみましょ。
地域	<ul style="list-style-type: none">●みんなで街歩きをしてみましょ。●社会資源マップの作成を通じて情報共有し、地域活動に活用しましょ。
事業所	<ul style="list-style-type: none">●地域住民への情報提供を行い、社会資源マップの作成に協力しましょ。
社協	<ul style="list-style-type: none">●各地区が社会資源マップを作成するための、技術的支援を行います。●各地区で住民座談会を開催する際に、社会資源マップ作成の啓発を行います。●各地区で作成された社会資源マップを活用し、地域診断を行います。●地域包括支援センター、基幹相談支援センターが連携し、高齢者や障害者に関わるすべての社会資源の把握に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none">●【障害福祉総務課】各地区での住民座談会実施への協力を行います。●【関係課】フォーマルな社会資源などの情報提供を行います。●【関係課】地域の社会資源マップを活用し、福祉課題の把握に努め、課題解決に向けた取組みを推進します。

基本施策

・（２）みんなで「支えあえるしくみ」をつくろう

現状と課題

- 本市では、町会・自治会や地区福祉委員会による地域活動やスポーツや文化活動、また環境保護等のテーマに沿ったボランティア活動が多く、市民の参加により行われており、福祉サービス事業所や企業による地域貢献活動も広がりつつあります。
- 平成7年度より取り組み始めた小地域ネットワーク活動は、現在市内全14地区福祉委員会において推進されており、支援が必要な人へのきめ細かな見守り活動や町会館等を利用して行われるふれあいいきいきサロン活動、子育てサロン活動等もますます広がっています。
- 各分野における活動が取り組まれています、それぞれの個人・団体のみの活動となっている場合が多く、情報が共有化されていないため地域の力を十分に活用できていないところがあります。
- 自らの知識や技術・特技を發揮したいと思っている個人や団体、事業所を発掘し、そのヒト・モノ等の情報を共有、マッチングできるしくみをつくることで、町会・自治会、地区福祉委員会活動をはじめとする地域活動はより活発になっていきます。
- 地域では、町会・自治会、民生委員児童委員、地区福祉委員会、NPO、ボランティアなどのさまざまな団体が活動しています。しかし、一方でいつも同じ人が地域の担い手となっていて負担が大きい、後継者がおらず高齢化しているといった課題があり、活動者の裾野を広げていく取組みが求められています。
- 福祉やボランティア活動への理解を幼少期から育む取組みは、福祉活動への裾野を広げる意味でも非常に重要です。現在、各小中学校では福祉やボランティア学習の取組みが行われ、手話や車いす体験、障害のある当事者から体験談を聞くなどの内容で実施されています。福祉教育は「ともに生きていく力」や「地域の福祉課題に気づき、主体的に解決していく力」を育むことを目的にしていますが、福祉関係者による積極的な関わりができていない現状があります。
- 本市の地域福祉の推進においては、民生委員児童委員は活動の中心的役割を担っています。しかし、地域社会の変容により、民生委員児童委員活動は多様化・複雑化・専門化する傾向にあり、負担感の増加につながっています。
- 地域において同じ課題を抱える人の当事者組織、セルフヘルプグループとして、障害

のある人の本人の会、家族の会などさまざまな団体が活動していますが、各団体とも新しい会員が増えないことや役員の高齢化などが課題となってきました。また、新たな課題を抱えた人のつながりづくり、グループ化といった取組みが課題となっています。

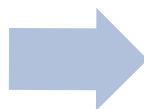
市民の声

- 地域のイベントや地区福祉委員会のサロン活動は活発で参加者に喜ばれているが、企画がマンネリ化している。出演や協力してくれる人や団体に関する情報が少ない。
- 子育てサロンでは地域を担当している民間保育所のスマイルサポーターが協力してくれているので、内容が充実するし、参加者にとっても安心。
- 趣味の活動を活かしてボランティア活動を試みたいが、どのようにしたらいいかわからない。
- 地域ぐるみで日ごろからあいさつや交流ができるようにして、若い世代にも気軽に活動に参加してもらえるようにしたい。
- 一部の人に活動の負担が偏ってしまうので、次の担い手がでてきにくい。
- 当事者団体では活動や会の運営面で共通の課題もあった。他の会と交流の機会をもつこともいい経験になる。
- 子どもは将来の担い手。幼いころから地域の人と交流をしたり、福祉教育をしていくことが大切。

めざす姿

計画スタート時

- ・ 中心的な担い手に負担が集中する傾向があり、後継者がみつけにくい状況です。



平成32年度 (2020年度)時

- ・ 幅広い年代の人たちがそれぞれにできる活動に参加し、次の担い手の育成をめざします。

施策・取組みの方向性

●本市では、概ね小学校区を範囲とする地区福祉委員会や町会・自治会を範囲とする支部福祉委員会を中心に見守り等の個別支援活動、ふれあいいきいきサロンや子育てサロン、世代間交流等のグループ支援活動といった小地域ネットワーク活動を推進しています。

地域における支えあい活動の輪をさらに広げていくためには、活動の対象を広げたり、高齢者や障害のある人など、支援が必要な対象者自身が主体的に参加できるように活動内容を工夫するとともに、担い手確保の取組みを行っていきます。

●福祉教育においては、福祉関係機関と小中学校が企画段階から連携し、目的を共有化することやプロセスを重視したプログラムづくりをするといった取組みが必要です。

●若い世代の地域活動への参加を拡げ、地域の福祉活動を共に推進していくため、市・市社協・大学との連携を強化するとともに、各団体の受入れ体制づくりについて検討していく必要があります。

●民生委員児童委員や地区福祉委員会、ボランティア団体、NPOなどが相互に理解・連携しながら地域全体で活動の担い手を広げていきます。

●民生委員児童委員が役割を十分発揮できるよう活動しやすい環境づくりを進めます。

●幅広い年代の人たちが個々の状況に応じたさまざまな地域福祉活動の展開を進め、社会参加の促進を図ります。また、新たな課題を抱えた人のつながりづくり、グループ化といった取組みの検討も必要です。

●活動の推進には財源の確保も不可欠です。地域の中で自主財源を確保する方法を工夫し、みんなで取り組んでいくことが必要です。

成果目標

成果目標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
ボランティア活動者数(ボランティア保険加入者数)	2,294人	2,500人	2,700人

活動指標

活動指標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
①ボランティア講師登録制度登録講師数	99人	130人	145人
②福祉教育を実施している小中学校数	18校	18校	18校
③高校生・大学生のボランティア養成人数	—	10人	15人
④市民公益活動団体情報サイト登録団体数	12団体	28団体	40団体
⑤民生委員児童委員充足率	95.8%	98%	100%
⑥当事者団体ヒアリング実施数	3団体	7団体	10団体

基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

・基本施策（2） みんなで「支えあえるしくみ」をつくろう

①

地域における支えあいの促進

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●地域の行事やイベントに積極的に参加するようにしましょう。●常日頃から近隣の人と交流をし、「助け上手」「助けられ上手」になりましょう。●できる範囲でボランティア活動に参加してみましょう。●自らの知識や技術・特技を積極的に地域活動に活かしましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">●機関誌等を活用し、町会・自治会や地区福祉委員会の活動について広く知ってもらえるようにしましょう。●地域で誰もが参加できる取組みを検討しましょう。●サロン等の対象者が受け身にならず、主体的に参加できるプログラムを検討してみましょう。●地域の人材や事業所の資源を積極的に活用しましょう。
事業所	<ul style="list-style-type: none">●場所や物品を提供したり、知識や技術を活かして人材を派遣する等地域活動への協力を検討しましょう。●地域の行事やイベントに積極的に参加するようにしましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none">●各地区福祉委員会に担当者を配置し、個別支援活動やグループ支援活動を含め、地域活動に関する相談に応じ支援を行います。●連絡会議や研修を開催し地区福祉委員会活動を支援します。●社協だよりやホームページを通じて、地域福祉活動の啓発・PRを行います。
市	<ul style="list-style-type: none">●【生涯学習課】ボランティア講師の登録や活動支援を行います。●【関係課】関係部署が連携し、地域活動に関する情報共有の仕組みを検討していきます。

基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

・基本施策（2） みんなで「支えあえるしくみ」をつくろう

②

小学生・中学生のボランティア活動への参加の推進

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	●小中学校の児童・生徒が町会・自治会等地域の活動に積極的に参加するよう促しましょう。
地域	●親子で参加できるイベントや研修、活動を企画するなど、幅広い層が交流できるよう工夫しましょう。 ●世代間交流などの子どもと高齢者が交流できる機会をつくりましょう。
事業所	●地域の行事等に積極的に参加し、高齢者・障害のある人と地域の人たちの交流をはかりましょう。（福祉サービス事業所）
社協	●小中学校と連携し、地区福祉委員会等とも協力しながら、福祉教育、ボランティア体験等の実施の支援を行います。
市	●【学校教育課】小学生から中学生へと成長過程に合わせて段階的に福祉学習がすすめられるように関係機関と連携を取りながらプログラムを検討します。

基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

・基本施策（2） みんなで「支えあえるしくみ」をつくろう

③

高校生・大学生のボランティア活動の推進と大学との地域連携

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	●地域の行事やイベントに興味をもち参加しましょう。
地域	●若い世代を積極的に受け入れましょう。
社協	●学生ボランティア養成について検討します。 ●大学と連携し、地域と学生をつなぐ仕組みを検討します。 ●ボランティア活動に関する情報がインターネット等を通じて提供できるようにします。
市	●【市民協働課】活動したい人、受け入れを希望する団体、人に関する情報提供についての支援を行います。

基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

・基本施策（2） みんなで「支えあえるしくみ」をつくろう

④

NPO・ボランティアなどの活動の活性化

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO・ボランティア活動に関心を持つようにしましょう。 ●地域の行事や学校行事、子ども会など、身近なボランティア活動に参加しましょう。 ●特技や趣味を活かしたボランティア活動に取り組みましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の活動について地域へ発信しましょう。 ●各種ボランティア講座への参加を促進しましょう。 ●町会・自治会やボランティア、民生委員児童委員や各種団体などとの情報交換・意見交換の場を設けましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアセンター機能を強化し、ボランティア・NPOの団体などの活動支援を行います。 ●ボランティア登録の促進を行います ●ボランティア活動のコーディネートに努めます。 ●各種ボランティア講座を実施し、ボランティアの育成・支援を行います。 ●機関誌やホームページでボランティア活動啓発のための情報を発信します。 ●特技ボランティア登録の充実を図り、他機関、地域団体と連携して情報共有を行います。 ●地域での支え合いとして有償ボランティアによる要援護者への生活支援活動を推進します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ●【障害福祉総務課】社会福祉協議会に対してボランティア活動支援に関する補助金を交付することで財政的な支援を行います。 ●【市民協働課】市民公益活動団体情報サイトによりNPO法人やボランティア団体など市民公益活動団体の情報発信の充実努めます。 ●【環境衛生課】クリーン活動・ボランティア活動の推進を行います。 ●【子育て支援課】ファミリーサポートセンターへの支援など地域の子育て支援活動の推進を行います。

基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

・基本施策（2） みんなで「支えあえるしくみ」をつくろう

⑤

民生委員児童委員活動の充実

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員児童委員活動に対する知識や情報を収集し、活動への理解に努めましょう。 ● 困りごとなど気軽に地域の民生委員児童委員に相談してみましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 回覧板や各種集会の場などを利用し民生委員活動に対する理解を促進することにより、活動が行われやすい環境をつくりましょう。 ● 町会・自治会や福祉活動団体などは、民生委員児童委員の活動について学び、活動への協力を努めましょう。 ● 民生委員児童委員やその他の地域福祉活動の担い手などは、地域の福祉課題解決に向けて連携・協力するように努めましょう。
民生委員児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民に対して訪問活動などの機会を利用したPRチラシ等の配布により活動内容の周知・啓発を行いましょ。 ● 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、CSWなど各専門機関との連携を密にし、役割分担を明確にしましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員児童委員協議会事務局の設置機関として、民生委員児童委員協議会の組織の充実を図り、市と連携し、民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 【障害福祉総務課、関係各課】 民生委員児童委員の活動について地域住民の理解を深めるため、機会があるごとにPRを行っていきます。 ● 【障害福祉総務課】 業務が複雑化・増大化する傾向にあるため、活動を円滑に行っていただけるよう工夫するなどの研究をしていきます。 ● 【障害福祉総務課】 一斉改選時においては、すべての地域で民生委員児童委員が定数どおり委嘱できるよう努めます。 ● 【障害福祉総務課】 担い手不足の解消のため、民生委員児童委員に密着してサポートを行う協力員登録制度などの、次代の民生委員児童委員を育成する制度の検討を行います。

民生委員児童員及び民生委員児童委員協議会活動のあり方検討会

本計画の推進に不可欠となる民生委員児童委員活動について、現状では担い手不足や業務の複雑化、増大化により円滑な活動が困難な状況になってきております。民生委員児童委員が本来の果たすべき役割を担っていただけるよう課題を整理し、活動しやすい環境づくりのための今後のあり方を検討するために、本計画策定の中で学識経験者を中心として「民生委員児童委員及び民生委員児童委員協議会活動のあり方検討会」を設置し報告書をまとめました。

主要な視点

- ①負担感の軽減、活動範囲・役割の明確化
- ②活動への支援・協力体制
- ③正副会長等執行部の機能強化
- ④研修のあり方
- ⑤社会的な理解の促進と継続性の確保
- ⑥担い手の確保、委嘱・推薦のあり方
- ⑦災害時の活動
- ⑧個人情報の取り扱いと関係機関との情報共有

上記8つの主な視点から今後のあり方を提言し、今後は、提言内容の検討を推進していくための推進委員会を設けて、市、民児協、市社協が連携し見直しの取り組みをあり方検討会報告書で示されたロードマップに沿って順次検討していきます。



H26年9月22日開催

第4回あり方検討会の様子

基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

・基本施策（2） みんなで「支えあえるしくみ」をつくろう

⑥

同じ課題を抱える人のネットワークづくり

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	●暮らしの中の課題を抱え込まず、身近な人に相談しましょう。
地域	●みんなで課題を共有できる機会をもちましょう。
社協	●ほっとサロンやオレンジカフェ等の取組みを通じて新たなニーズを抱えた当事者が集う場づくり、サポートを行います。 ●団体相互の交流ができる場を検討します。 ●団体の広報活動に協力します。
市	●【関係課】相談窓口から当事者組織へつなぐネットワークづくりを推進します。

基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

- ・基本施策（2） みんなで「支えあえるしくみ」をつくろう

⑦

安定的な地域の自主財源の確保

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	●ボランティア活動、資金面での協力等自分のできる方法で地域活動に参加しましょう。
地域	●地域の商店や企業にも協力を求め地域活動の財源を確保する方法を検討してみましょう。
社協	●広く地域活動の周知・啓発を行い、善意銀行や共同募金等財源を確保し、有効に活用できる仕組みを充実させます。 ●新しい自主財源確保の方法について検討します。
市	●【政策推進課】ふるさと納税の周知・啓発を推進します。 ●【障害福祉総務課】福祉基金が有効に活用できるよう研究を行います。

基本施策

・ (3) みんなで「安全・安心のまち」をつくろう

現状と課題

●本市では、地域において、子どもの見守り活動や自主防災組織の結成などの防犯・防災活動が展開されていますが、安全・安心に暮らせる地域づくりのためには、引き続き、実施団体の拡充や市内全域への展開に向けた啓発など、共助の活動をさらに広げていくことが必要となります。

●災害時においては、身近な市民が互いに支援しあう仕組みが必要であり、そうした体制づくりが急務となっています。特に、地域での支え合いや助け合いが不可欠な大規模災害時において、公的支援が届くまでの近隣住民相互の助け合いによる仕組みについて、平常時から地域の中で確認しておく必要があります。

●災害対策の推進にあたっては、市全体としての総合的な取組みが重要ですが、中でも要介護認定者や重度の障害のある人など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援は大きな課題となっています。

●このような背景から、風水害や地震などの災害時に、自力で避難することが困難な避難行動要支援者が、安全かつ確実に避難できるよう、平常時からの要支援者に関する情報の把握や防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導などの避難支援体制を確立することを目的として、平成26年4月から「避難行動要支援者避難行動支援プラン」を施行しています。

●また、「避難行動要支援者避難行動支援プラン」に基づき、平成26年8月より「地域の絆づくり登録制度」を開始し、避難行動要支援者台帳整備を進めています。

●さらに、避難行動要支援者が避難後に安心して避難生活を送るためには、福祉避難所の運営体制を整備することが必要となってきます。現在、市では福祉避難所として、市立社会福祉センターを指定していますが、今後は、民間の福祉施設なども含め、福祉避難所の指定箇所を増やしていく必要があります。

●地域の中小商店の減少や加齢などによる移動手段の減少などにより外出や買い物に不安を抱える人が増加しています。

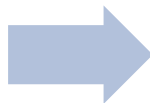
市民の声

- 住民アンケートによる隣近所の人に“手助けしてほしいこと”の第1位が「安否確認の声かけ」、第2位が「災害時の避難誘導」となっています。
- 保護者アンケートによる隣近所の人に“手助けしてほしいこと”の第1位が「安否確認の声かけ」、第2位が「登下校の見守り」となっています。
- 子どもや高齢者が安心安全に暮らすには防災・防犯活動に取り組む必要がある。
- 防犯の取組みは地域で行う必要がある。
- 安全な公園や遊び場所を設けて欲しい。
- 街灯を充実させて欲しい。
- 近くの中小商店が減ってきて、買い物に行くのが不便になってきた。
- 交通の便が悪いので、コミュニティバスの便数を増やして欲しい。

めざす姿

計画スタート時

- ・地域の絆づくり登録制度により個別計画の策定を進めていく状況です。



平成32年度（2020年度）時

- ・地域の絆づくり登録制度が浸透し、地域での共助力の向上をめざします。

施策・取組みの方向性

- 地域の中で安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、子どもの安全対策など犯罪に強い地域をつくります。また、地域で展開されている防犯活動の充実を図ります。
- 地域防災力向上のため、自主防災組織の結成促進及び活動支援の充実を図り、自助・共助の防災活動に対する支援を行います。
- また、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を支援するために、地域の協力を得ながら、要支援者への避難情報の提供、避難誘導、安否確認、避難状況の把握に努め、支援体制の充実・強化を図ります。
- 高齢者福祉施設や障害者福祉施設も含め、福祉避難所の整備を促進します。
- 日常的な活動に対する不安をなくし、誰もが安心して暮らしてけるよう、外出する際の移動手段の充実や買い物がしやすい環境づくりの充実を図ります。

成果目標

成果目標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
地域の絆づくり登録制度同意登録者の個別計画作成割合	—	50%	75%

活動指標

活動指標	現状	中間年度	最終年度
	25年度	29年度	32年度
①地域の絆づくり登録制度同意登録者数	—	1,800人	2,100人
②福祉避難所の指定箇所数	1箇所	3箇所	5箇所
③一斉パトロール運動への参加者数	2,110人	2,250人	2,400人
④小地域ネットワーク活動の見守り対象ネット数	1,710ネット	1,900ネット	2,100ネット
⑤コミュニティバス年間利用者数	68,463人	70,000人	71,000人

基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

・基本施策（3） みんなで「安全・安心のまち」をつくろう

①

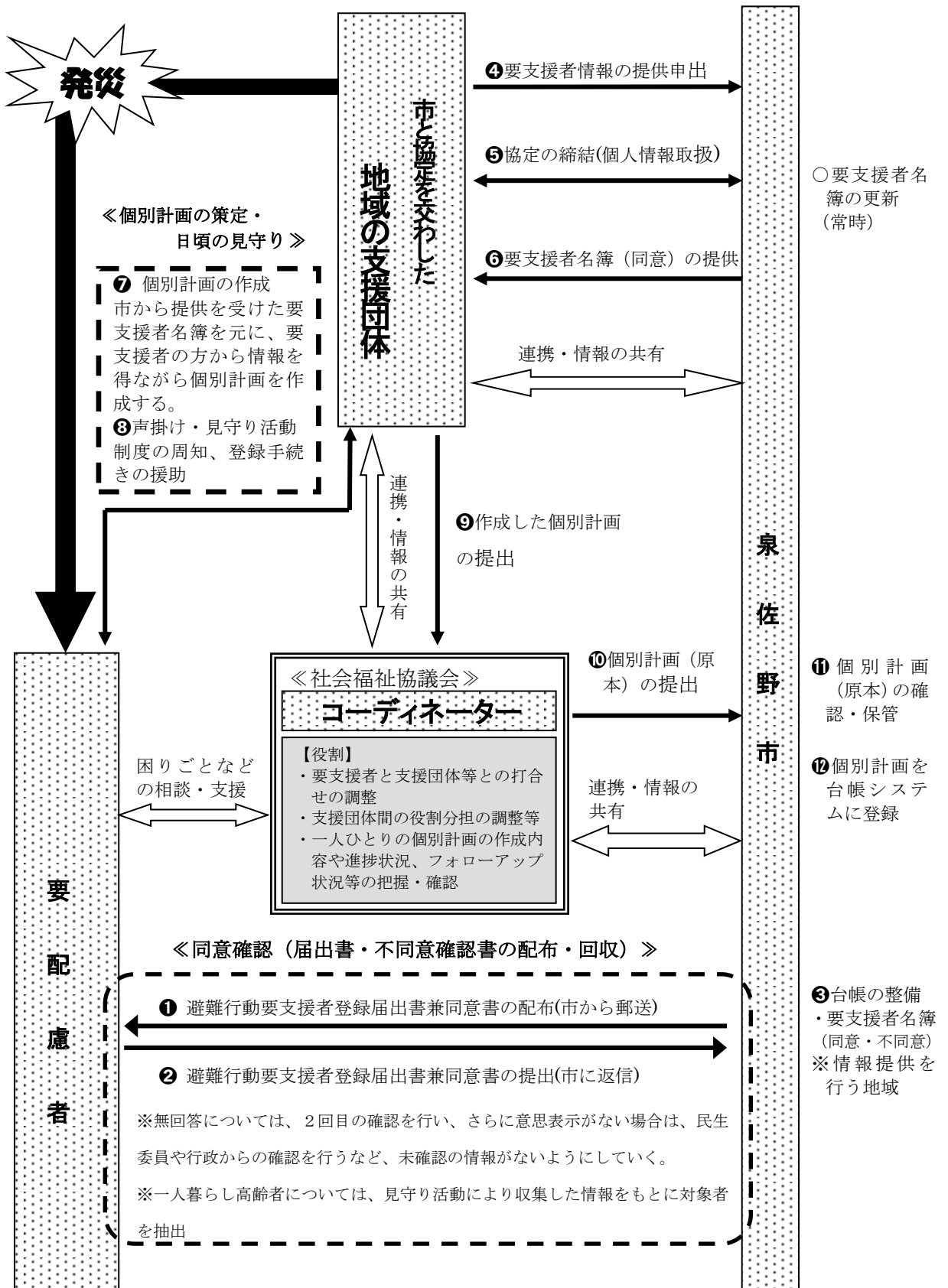
防災の推進

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●防災に関する知識の習得に努めましょう。●いつ起こるか分からない災害に備えて備蓄しておきましょう。●避難所の場所や避難経路などを確認しておきましょう。●災害時に支援が必要な人は、「地域の絆づくり登録制度」に登録し、日頃から地域との関わりを持つように心掛けましょう。●地域で行われる防災訓練に積極的に参加しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">●市から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者を把握し、災害時に適切な支援を迅速に行うため、個別計画の作成に努めましょう。●避難行動要支援者にも配慮し、地域で実効性のある防災訓練を実施しましょう。●避難行動要支援者の見守りマップ作成など、分かりやすい情報共有の仕組みづくりをしましょう。
事業所	<ul style="list-style-type: none">●災害時を見据えた利用者支援のあり方について、市や社協と連携しながら研究しましょう。（福祉サービス事業所）●災害時においては、地域を守るための物資、場所、人材の提供などの協力を努めましょう。

社協	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者と町会・自治会、自主防災組織などの支援団体や民生委員児童委員との間での個別計画作成支援や防災訓練への参加促進など地域におけるコーディネーターとしての役割を果たします。 ●地域の防災訓練で災害図上訓練（D I G）を実施する際の支援を行います。 ●平常時における、要援護者の見守り活動の体制づくりを行います。 ●災害発生後、他府県から訪れるボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターについて、迅速な設置・運営を図るために、日頃からボランティアの育成や体制づくり、発災時を想定した訓練を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ●【市民協働課】災害時における避難誘導など、日頃から地域で自主的な防災活動を担う自主防災組織の育成・充実を図ります。 ●【市民協働課、障害福祉総務課、高齢介護課、関係各課】災害発生時に備え、ひとり暮らし高齢者や要介護認定者、障害者などの避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者台帳の整備に努めます。（地域の絆づくり登録制度） ●【市民協働課、障害福祉総務課、高齢介護課】避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、支援団体など関係団体との連携による支援体制の確立に努めます。 ●【市民協働課】災害時の避難支援の実行性を高めていくために、日頃から地域において防災訓練を行ってもらうため、草の根防災訓練など取組みの支援を行います。 ●【市民協働課】災害発生後、必要ある時は、市社協に対して災害ボランティアセンターの設置要請を行い、運営支援を行います。 ●【関係各課】避難行動要支援者の日頃からの見守り方法について検討し、市民への周知を図ります。 ●【学校教育課】市内各小中学校で避難訓練や防災教育を実施し、防災意識の向上に努めます。

<地域の絆づくり登録制度 フロー図>



出典：泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン

基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

・基本施策（3） みんなで「安全・安心のまち」をつくろう

②

福祉避難所の整備

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●福祉避難所への理解を深め、災害時に避難行動要支援者への配慮に努めましょう。●福祉避難所の場所の確認をしておきましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none">●一時避難所や福祉避難所、避難経路などを記載したマップを作成するなどして、地域内での情報共有に努めましょう。●町会・自治会や自主防災組織などにおいて、一時避難所や福祉避難所への避難訓練の実施に努めましょう。
事業所	<ul style="list-style-type: none">●福祉避難所への理解を深め、指定施設として市と協定締結する検討を行いましょ。う。（福祉サービス事業所）
社協	<ul style="list-style-type: none">●民間福祉施設に対し、福祉避難所に関する周知・啓発を推進します。
市	<ul style="list-style-type: none">●【市民協働課、障害福祉総務課、高齢介護課】高齢者や障害者などの避難行動要支援者が安心して避難所生活を送れるように市内の福祉施設などとの福祉避難所の協定締結・整備を進めます。●【市民協働課、障害福祉総務課、高齢介護課】福祉避難所として指定した市有施設や福祉施設等における、福祉避難所の運営に関するマニュアルの作成に取り組みます。●【市民協働課、障害福祉総務課、高齢介護課】災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組みが円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施することに努めます。

基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

・基本施策（3） みんなで「安全・安心のまち」をつくろう

③

防犯・交通安全の推進

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●庭の手入れを小学校の登下校時間帯にあわせて行うなど、日常の中での見守りを意識しましょう。 ●夜間は門灯などをつけておきましょう。 ●防犯灯設置のために町会・自治会へ協力しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●地域内を通る人へのあいさつを心がけましょう。 ●互いに関心を持ち、治安の向上を心がけましょう。 ●市内を移動時に防犯活動を意識しましょう。 ●地域と小学校が連携して地域内の危険個所を把握し、防犯マップの作成を推進しましょう。 ●町会・自治会での防犯灯設置を進めましょう。 ●地域で解決できない防犯上の課題（公共施設の茂み等）について、市へ要望を行いましょう。 ●公園で安全に遊べるように見守りを行うなど安全な公園や遊び場所を設けましょう。 ●各種団体では、それぞれの組織の特性に応じた交通安全の学習を行いましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ●校区単位で防犯活動・交通安全活動に取り組む際に、関係機関との連携を仲介したり、他地区の情報提供を行ったりするなど、取組みを支援します。 ●地域の防犯マップの作成支援を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ●【学校教育課】地域団体が小学生の登下校時に見守り活動を行えるように、登下校の時間などを情報提供する。 ●【道路公園課】住民組織と協力して、公園のなかで危険になっている植え込みを刈るなど、住民組織が把握した危険個所への対策を行います。

基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

・基本施策（3） みんなで「安全・安心のまち」をつくろう

④

平常時からの見守り活動の推進

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時からの近所づきあいを適切に行いましょう。 ● 緊急時の連絡先を、支援者に伝えましょう。 ● 入退院時には、近所の人に連絡しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護者に対する見守りや支援を行いましょう。 ● 地域の絆づくり登録制度の登録者に地区福祉委員会での見守り活動を紹介して、普段からの関係づくりを進めましょう。 ● 専門機関と連携する際の窓口になる見守り活動のキーパーソンを分担できるように組織内で定めましょう。 ● 地区福祉委員会の支部単位で見守り活動の情報共有を行いましょう。 ● 当事者組織では会員の健康状態や悩み事を把握し合うように努め、相互に支えあうようにしましょう。 ● 福祉サービス事業所では、利用者と近隣住民の関係を把握し、連携して支援を行うために、適切な情報共有を行いましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区福祉委員会が行う見守り活動などの小地域ネットワーク活動を推進・支援します。 ● インフォーマルサービスとの連携が円滑にできるように福祉サービス事業者へ支援を行います。 ● 高齢者ふれあい給食サービス事業において、給食を直接利用者に届けるのではなく、近隣のボランティアを通じて届けてもらうことで、利用者の見守りを近隣ボランティアが行うきっかけをつくります。
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 【障害福祉総務課】地区福祉委員会活動を支援します。（活動の周知や補助金など） ● 【障害福祉総務課】CSWを配置して地区福祉委員会、民生委員児童委員などと連携し、要援護者の困りごとを適切な支援機関につなげていきます。 ● 【障害福祉総務課、高齢介護課、市民協働課】地域の絆づくり登録制度に新規で対象になる人に説明を行い、理解を得るようにします。 ● 【障害福祉総務課、高齢介護課、子育て支援課、生活福祉課、関係課】地域住民が安心して見守り活動を行えるように、適切に情報共有や支援、活動への協力を行います。

基本目標2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

・基本施策（3） みんなで「安全・安心のまち」をつくろう

⑤

買い物支援・移動支援の充実

それぞれが中心となり展開していくこと

地域福祉を担う主体	それぞれの役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●身近な人たちで助け合いましょう。●公共交通機関情報を収集し積極的に利用しましょう
地域	<ul style="list-style-type: none">●通院患者用の送迎車両の運行を推進しましょう。●高齢者や障害者も通信販売を利用できるように、地域でパソコン教室などを開催しましょう。●宅配事業所などと町会・自治会が連携し、遠方まで買い物に行くのが困難な人のための移動販売等に協力しましょう。
事業所	<ul style="list-style-type: none">●福祉有償運送事業に取り組みましょう。（福祉サービス事業所）
社協	<ul style="list-style-type: none">●住民座談会や日常の相談支援を通じて、地域ニーズの把握と、事業所への情報提供を行います。●車イス対応車両（福祉車両）の市民への貸し出し事業を行います。
市	<ul style="list-style-type: none">●【道路公園課】より利用しやすいコミュニティバスの運行に取り組みます。●【障害福祉総務課】外出支援を行う事業所の整備に努めます。●【まちの活性課】地域内で歩いて行ける距離にある身近な中小商店の振興に取り組みます。